

# 直近の税制改正の概要について

～法人事業税・法人住民税(法人府民税・法人市町村民税)の申告をされる方へ～

## 1. 【重要】税率改正及び特別法人事業税の創設について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税(所得割及び収入割)、法人府民税及び法人市町村民税(法人税割)の税率が改正されました。

また、新たに特別法人事業税が創設されます。特別法人事業税も令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。課税標準は地方法人特別税と同様に、法人事業税額(標準税率により計算した所得割又は収入割)となります。

新しい税率については、別添税率表をご覧ください。なお、地方法人特別税は廃止されます。

また、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り、予定申告税額の計算方法について下記のとおり経過措置が設けられます。

### 予定申告税額の計算方法

- 法人府民税……………前事業年度の法人税割額×1.9÷前事業年度の月数(法人税割)
- 法人市町村民税……………前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数(法人税割)
- 法人事業税……………前事業年度の事業税額÷前事業年度の月数×6.3
- 特別法人事業税……………前事業年度の事業税額÷前事業年度の月数×2.3

## 2. 【重要】大法人等の法人住民税・法人事業税に係る電子申告の義務について

平成30年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人等に対して、電子申告による法人府民税・法人市町村民税・法人事業税の申告書及び添付書類等の提出が義務づけられました。法人税においても同様の改正が行われています。

**重要**

電子申告がなされない場合には、不申告として取り扱われますので、ご注意ください。現在、電子申告(eLTAX)をまだご利用でない法人様は、ご準備願います。

### 対象法人

次の内国法人が対象となります。

- ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社
- ③ 投資法人
- ④ 特定目的会社

平成31年度税制改正により、以下のとおり提出方法の拡充や宥恕措置が講じられることになりました。

- 申告書添付書類を光ディスクや磁気テープ等により提出することが可能。
- 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難と認められるときは、地方団体の承認を受けて(税務署の承認を受けたときは、法人税の申告書を書面により提出することについての申請書を所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類を提出して)申告書を書面で提出が可能。
- eLTAXに障害が発生したことに伴い、多くの納税者が期限までに申告をすることが困難と認めるときは、総務大臣が告示した期間において書面で提出が可能。

### 3. 国・地方を通じた財務諸表の提出のワンスオンリー化について

令和2年4月1日以後に終了する事業年度から、外形標準課税対象法人(期末における資本金又は出資金の額が1億円を超える法人)又は収入金額課税法人が、法人税の電子申告の際に貸借対照表及び損益計算書を添付した場合には、法人事業税の申告において当該資料の添付があったものとみなされることになりました。

なお、令和2年3月31日以前に終了する事業年度までは、現行どおり国と地方それぞれに当該資料を提出する必要があるため、ご注意願います。

### 4. 法人事業税等の申告における自署押印制度の廃止について

平成30年度税制改正により、平成30年4月1日以後に終了する事業年度から、法人事業税等の申告における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止され、代表者の記名・押印のみで足りることとなりました。

なお、法人税においても同様の改正が行われています。

### 5. 外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除の創設について

平成30年度税制改正により、外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社が支払った所得税、法人税、法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度が創設されました。

具体的には、外国関係会社の平成30年4月1日以後に終了する事業年度に係る控除対象所得税額等相当額につき、法人税及び地方法人税から控除しきれない金額がある場合に、順次、法人都道府県民税法人税割、法人市町村民税法人税割から控除することとなります。

なお、既存の外国税額控除と異なり、新たな税額控除制度には控除限度超過額や控除余裕額の繰り越しといった仕組みはありませんので、ご注意願います。

### 6. 法人設立異動等届出書への登記事項証明書の添付について

平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署あてに提出する法人税の法人設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要となりましたが、京都地方税機構あてに提出する法人設立異動等届出書には、引き続き添付が必要となりますので、ご留意ください。

### 7. 申告期限延長特例の見直しについて(平成29年4月1日以後に行われる延長申請が対象)

平成29年度税制改正により、確定申告書の提出期限の延長の特例について見直しが行われました。

なお、法人税においても同様の改正が行われています。

- 会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより各事業年度終了日から3ヶ月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3月を超え6月を超えない範囲内(最大4ヶ月延長)において確定申告書の提出期限の延長が認められることとなりました。
- 定款等の定めにより、各事業年度終了日から2ヶ月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることを延長申請の理由とする場合は、当該定款等の写しを添付しなければならないこととされました。

### 8. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設について

平成28年度税制改正により、地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が寄附を行った場合に、その寄附金額の一部を寄附金を支出した日を含む事業年度における法人事業税額・法人住民税法人税割額・法人税額から控除することが可能となる制度が創設されました。

#### 適用要件

- 青色申告書を提出している法人であること
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成28年4月20日)から令和2年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附金を支出していること

#### 控除額計算

消費税・地方消費税の引き上げ時期が平成29年4月1日から令和元年10月1日に延期されたことに伴い、法人住民税(法人税割)に係る控除対象寄附金額の割合計算の変更時期につきましても、同時期に変更されました(下記の下線部分)

##### 【控除上限額】

- 法人事業税…法人事業税額の20%
- 法人住民税…法人住民税法人税割額の20%
- 法人税…法人税額の5%

##### 【控除額】

- 法人事業税…寄附金額の10%
- 法人住民税…寄附金額の20%(道府県分5%、市町村分15%)  
(法人税割) ※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度は、道府県分2.9%、市町村分17.1%
- 法人税…寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除(寄附金額の10%が限度)

#### 注意事項

- 寄附金額が10万円未満の場合は控除対象外となります
- 主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は控除対象外となります
- 東京都、23特別区、一部の市町村に対する寄附は控除対象外となります
- 2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとの控除額を按分して算出します
  - ◆ 法人事業税…課税標準の分割基準をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)
  - ◆ 法人住民税…課税標準の分割基準(従業者数)をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)

## 9. 欠損金の繰越控除制度の改正について

平成28年度税制改正により、平成27年度税制改正で改正された中小法人等(普通法人のうち資本金又は出資金が1億円以下の法人等)を除く法人に係る欠損金繰越控除制度の見直しが行われました。

### ○ 欠損金の繰越控除限度額の段階的引き下げ措置

平成28年度税制改正による見直し後の控除限度額		
中小法人等 を除く法人 (※)	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに 開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の65%相当額
	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに 開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の60%相当額
	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに 開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の55%相当額
	平成30年4月1日以後に開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の50%相当額

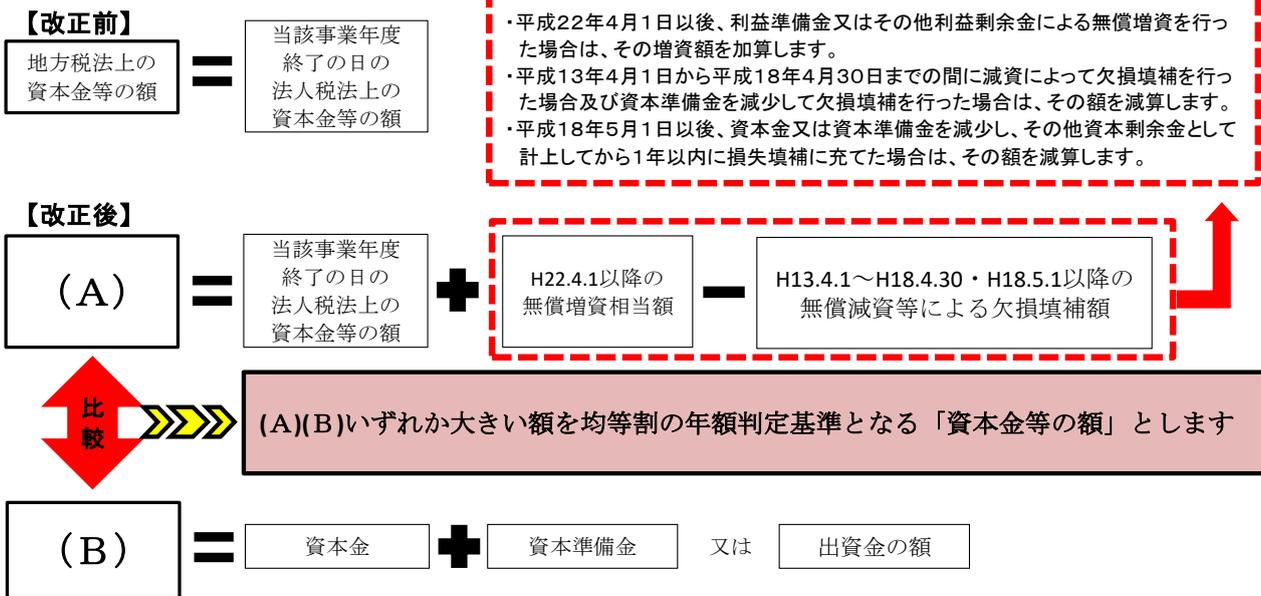
※ 更生手続開始決定等の一定の事実が生じた法人や新規設立法人の一定の事業年度は除く

### ○ 欠損金の繰越期間の延長措置

平成28年度税制改正による見直し後の繰越期間	
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	欠損金繰越期間を10年間に延長

## 10. 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正について

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人住民税均等割の年額を判定する基準となる「資本金等の額」の算定方法が改正されました。



以降は、外形標準課税対象法人様に係る改正となります。

## 11. 付加価値割における所得拡大促進税制の適用要件改正について

法人事業税付加価値割における所得拡大促進税制が賃上げ・設備投資促進税制に改組され、適用要件が大きく改正されるとともに、適用期限についても令和3年3月31日まで延長されました。

平成30年4月1日以後に開始する事業年度から、適用要件が以下のとおりとなります。

### 要件【平成30年4月1日以後に開始する事業年度】

下記①～②の要件をいずれも満たす必要があります。

※ 以下の①～②の計算は原則として法人税の賃上げ・設備投資促進税制の計算の例によります

その① …「適用事業年度の継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上であること」  
⇒ (継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 103%)

その② …「適用事業年度の国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること」

## 控除額計算

労働者派遣を行っている場合、非課税・収入金額課税事業を併せて行っている場合等においては、

$$\text{付加価値額からの控除額} = \text{※控除対象額} \times \left[ \left( \text{収益配分額 (別表5の2④)} - \text{雇用安定控除額 (別表5の2⑨)} \right) \div \text{収益配分額 (別表5の2④)} \right]$$

※控除対象額 = (H30.4.1～R3.3.31までに開始する事業年度)雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額  
(H27.4.1～H30.3.31までに開始する事業年度)雇用者給与等支給額 - 基準雇用者給与等支給額

ただし、雇用安定控除制度との重複適用に係る調整措置等がありますので、規則様式に従って控除額計算を行っていただくようお願いいたします。(規則様式は京都府HPの府税ダウンロードサービスに掲載しております)

## 12. 法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置の拡充について

平成28年度税制改正により、平成27年度税制改正の中で創設された外形標準課税の拡大に伴う負担軽減措置について、制度拡充が図られました。

下記の2つの要件を全て満たす法人は、法人事業税額から一定額を控除します。

### 要件

その①・・・調整後付加価値額(付加価値額×12÷事業年度の月数)が40億円を下回ること

その②・・・(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合)

→ 平成27年3月31日現在の税率(注1)により計算した法人事業税額(A) < 当該事業年度の法人事業税額(B)

(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の場合)

→ 平成28年3月31日現在の税率(注2)により計算した法人事業税額(A) < 当該事業年度の法人事業税額(B)

(注1)・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の税率を使用します。

※ 前事業年度の税率とは限りませんのでご注意ください。

(注2)・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の税率を使用します。

※ 前事業年度の税率とは限りませんのでご注意ください。

## 控除額計算

※ 開始事業年度ごとの一定割合(C)については右表のとおりです

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
1/2	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
1/2	1/4

※ なお、仮決算による中間申告については適用対象外です

調整後付加価値額	控除額(100円未満切上げ)
30億円以下	{(B) - (A)} × 一定割合(C)
30億円超 40億円未満	{(B) - (A)} × 一定割合(C) × {(40億円 - 調整後付加価値額) ÷ 10億円}

## 13. 法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正について

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の算定方法は以下のとおりとなりました。

$$(A) = \text{当該事業年度終了の日の法人税法上の資本金等の額} + \text{H22.4.1以降の無償増資相当額} - \text{H13.4.1～H18.4.30・H18.5.1以降の無償減資等による欠損填補額}$$

比較

(A)(B)いずれか大きい額を資本割の課税標準となる「資本金等の額」とします

$$(B) = \text{資本金} + \text{資本準備金} \quad \text{又は} \quad \text{出資金の額}$$

◆ 制度に関する詳細なお問い合わせは、下記までご連絡ください ◆

(連絡先) 京都地方税機構 法人税務課 TEL:075-417-1160

◆ 規則様式のダウンロードは京都府HPの「府税ダウンロードサービス」をご活用ください ◆

(リンク先) <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html>